

## 香美町農業委員会総会(第8回)議事録

- 1 開催日時 令和3年11月24日(水) 9:30～11:00
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	4番	西村	功
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	米田	和弘
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一
- 4 欠席農業委員(1人)

	11番	山本	太一
--	-----	----	----
- 5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

	6番	田中	晃
--	----	----	---
- 7 議事日程

第1	会期の決定	11月24日	1日間
第2	議事録署名委員の指名		
第3	報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	
第4	議案第26号	非農地証明願承認について	
第5	議案第27号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第6	議案第28号	農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第7	議案第29号	農業委員の辞任について	
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島	功
事務局次長	榎	秀俊
書記	寺川	公人
- 9 会議の概要

議長	日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。  (異議なし)
議長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議長	続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は4番「西村 功委員」と5番「井村壽之委員」にお願いしたいと思いますですが、ご異議ございませんか。  (異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、4番「西村 功委員」と5番「井村壽之委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第26号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから37ページ、議案資料②1ページから6ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第26号 番号1番の非農地証明願について、10月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、町道石寺新屋線沿いにある小代中学校校門から1.6km新屋方面に走ると旅館がありますが、その旅館から100mほど、カーブを曲がって右手側にあります。 現地は、現況写真のとおり杉を植林して50年ぐらいたった山林でした。地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第26号 番号2番の非農地証明願について、11月18日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、国道482号の小代郵便局を南へすぐを左折したとこの大谷橋の川沿いにあります。 現地は、20年ほど前から耕作放棄され原野となっていました。地目変更登記のための願出です。

議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第26号 番号3番の非農地証明願について、11月18日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、小代地域局から久須部川をさかのぼりゴンドラ駐車場横を上がった八田線をのぼり2kmほど入った、今は廃村となった小長湍地区の手前200mの山側にあります。 現地は、昭和50年頃に植林し山林となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第26号 番号4番の非農地証明願について、11月18日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、小代地域局から久須部川をさかのぼり久須部地区をぬけて突き当りに久須部神社があります。その横に墓地がありますが、その上にあります。 現地は、昭和50年頃に植林し山林となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

<p>議 長</p> <p>9番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第26号 番号5番の非農地証明願について、11月18日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、先ほどの久須部神社から徒歩で山道を500mほど入った川沿いにあります。現地は、昭和60年頃に杉を植林し山林となっていました。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>8番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第26号 番号6番の非農地証明願について、11月18日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、町道石寺新屋線、小代小学校入口の交差点から南側へ200mほどいきた右手側にあります。現地は、昭和60年頃に町道拡幅工事のため町道にとられた残地で、それ以降は資材置場として利用されており雑種地でした。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>2番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第26号 番号7番の非農地証明願について、11月18日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、県道香住村岡線沿いに酒造会社がありますが、その社屋の谷川を挟んだ南側にあります。現地は、いずれも植林され山林となっていました。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号7番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第26号 番号8番の非農地証明願について、11月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、県道香住村岡線の道の駅あゆの里から村岡方面に約700mのところ県道の右手側に見える体育館です。 現地は、昭和55年3月に旧村岡町が味取体育館を建築し宅地となっていました。地目変更登記のための願出です。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第26号 番号8番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第27号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①38ページから45ページです。続いて、本日お配りしています議案資料③の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第27号 番号1番の申請について、11月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、県道香住村岡線の道の駅あゆの里から村岡方面に約200mのところ左手側にあります。 申請内容は、譲渡人が経営規模縮小のため譲受人に要望したところ応じられたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	次に議案第27号 番号2番の申請について、11月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」、担当委員であります「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、宿集落から500mほど北東にあがったところにあります。 申請内容ですが、譲受人が独立就農するにあたり譲渡人に要望したところ譲渡人がそれに応じられたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に日程第6 議案第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の46ページから50ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第28号の申請について、11月18日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号、村岡トンネルから村岡方面に約400mいきたところ左手側にあります。 申請内容は、譲受人が駐車場用地を探していたところ不在地主である譲渡人が応じられたものです。譲受人は建設業者で工事用車両の駐車場として転用されるものです。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第28号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	日程第7 議案第29号「農業委員の辞任について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。

議 長 事務局の朗読が終わりました。本件については、11月16日付で山本太一委員から一身上の都合により農業委員を辞任したい旨の願出の提出がありました。  
当日、私と事務局で山本委員と直接お会いし、お話を伺ってきました。山本委員は長年、農業委員を務められ意欲をもって活動をされてきた方ですので、再考していただくよう慰留に努めました但意思は強く、非常に残念なことではあります、ご本人の意思を尊重し願出を受理したものです。  
農業委員の辞任については、市町村長及び農業委員会の同意が法に定められており、本日の総会で同意がなされれば、当委員会から町長に同意した旨を報告し、町長の決裁日が辞任日となります。

議 長 ここで、ご質問やご意見を等を伺いますが、ありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第29号については、同意することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第29号については、同意することに決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟